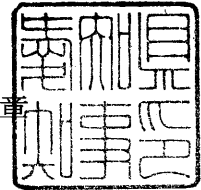


30水大第642号
平成31年2月4日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項に定める
土壌汚染等対策基準の見直しについて（諮問）

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第39条第5項において準用する条例第6条第3項の規定に基づき、条例第39条第3項の規則で定める基準の一部を別紙案のとおり見直すことについて貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境部水大気環境課
水・土壌規制グループ
電 話 052-954-6225（ダイヤルイン）

説 明

平成30年9月28日付けで土壤汚染対策法施行令（平成28年政令第74号。以下「法施行令」という。）の一部が、平成31年1月28日付けで土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）の一部が改正されたことに伴い、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。）の特定有害物質に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」が追加され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」とあわせて「1,2-ジクロロエチレン」として指定されるとともに、「1,2-ジクロロエチレン」に係る土壤溶出量基準、地下水基準等が設定されました。なお、これらの規定は平成31年4月1日に施行されます。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項の規則で定める基準（以下「土壤汚染等対策基準」という。）は、法施行規則に規定する「土壤溶出量基準」及び「地下水基準」等と同じ項目、同じ値となっています。

こうしたことから、法施行令及び法施行規則の一部改正に伴い土壤汚染等対策基準のうち「シス-1,2-ジクロロエチレン」を別紙案のとおり改めることについて、貴審議会の意見を求めるものです。

別紙

土壤汚染等対策基準の一部改正（案）

【改正前】

別表第 16 土壤溶出量基準（条例施行規則第 36 条、第 37 条関係）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
<u>シス-1,2-ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。

別表第 18 地下水基準（条例施行規則第 37 条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
<u>シス-1,2-ジクロロエチレン</u>	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。

【改正後】

別表第 16 土壤溶出量基準（条例施行規則第 36 条、第 37 条関係）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
<u>1,2-ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。

別表第 18 地下水基準（条例施行規則第 37 条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
<u>1,2-ジクロロエチレン</u>	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。